また，当該行為が入札談合である場合は，対象となる発注物件について，発注者，発注部署，競争入札の方法（制限付一般競争入札，希望型指名競争入札，指名競争入札等），工事の種類等を具体的に記載すること。

⑵　当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが，特に取決めの対象外となっているもの（例えば，輸出向けのもの，特定の用途向けのもの，特定の事業者が相指名業者となった発注物件等）があれば，そのことが分かるように記載すること。

5　当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について，具体的に記載すること。

例えば，当該行為が価格引上げカルテルである場合は，価格引上げ交渉の状況についての情報交換をしていればその状況（日時，場所，内容等）等が分かるように記載するとともに，取引先に価格を引き上げる旨通知した時期，価格引上げ交渉の状況，価格引上げの浸透状況等を記載すること。

また，当該行為が入札談合である場合は，入札に参加した発注物件について，受注予定者が決定された経過，自己が受注予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況，他の者が受注予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況，受注予定者を決定しその者が受注した物件，受注予定者を決定したがその者が受注することができなかった物件，受注予定者を決定することができなかった物件の状況等が分かるように記載すること。

6　その他参考となるべき事項

⑴　例えば，当該行為の対象となった商品又は役務の原材料，製法，流通経路，価格交渉の方法・当事者，公的規格，法的規制，業界の概要，関係する事業者団体の概要，連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等，参考となるべき事項を記載すること。

⑵　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第５項第１号から第４号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は，その内容についても記載すること。

7　提出資料

⑴　①当該行為に関する会合のメモ，当該行為に関する事項の記載された営業日報，当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等，前記１から６までに記載した事項の裏付けとなる資料を，表に記載し，提出すること。

なお，日本語以外の言語で記載されている資料については，日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

⑵　前記１から６までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように，例えば，前記２に記載した事項の裏付けとなる資料の７番目のものには「２―⑺」という番号を備考欄に付す等，適宜整理すること。

備考

1　本則第４条第３項において準用する本則第３条第２項（以下「本則第３条第２項」という。）に定める「「備考」に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は，前記１⑴イ，２，３，５及び６の事項とする。

2　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第13項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して，違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は，

⑴　各報告者の連名で本報告書を作成すること。また，本則第６条の２に規定する連絡先となる一の事業者については，記名押印に当たってその旨も付記すること。

⑵　連絡先部署名は，本則第６条の２に規定する連絡先となる一の事業者のものを記載すること。

⑶　共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第13項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面及びその内容を裏付ける資料を提出すること。

3⑴　本則第３条第２項の口頭による報告又は陳述をする場合には，本則第５条に定める調査開始日から起算して20日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は，参入しない。）を経過した日までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。

⑵　前記７⑴②の報告書については，原則として，本則第３条第２項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては，当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

4　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上，代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては，併せて委任状を添付すること。また，本則第３条第２項の口頭による報告を行う場合においても，報告の際に委任状を提出すること。

5　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。

6　本報告書をファクシミリで送信する際は，誤送信することのないようにすること。

附　則

この規則は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

告　示

○公正取引委員会告示第十八号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行に伴い，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第六号の規定に基づき，不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

第一項第一号中「に対し取引を拒絶し又は取引に係る」を「から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し，又は供給を受ける」に改め，同項第二号中「前号に該当する行為をさせる」を「，ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ，又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させる」に改める。

第三項中「不当に」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第二条第九項第二号に該当する行為のほか，不当に」に改める。

第六項中「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し，その他」を「法第二条第九項第三号に該当する行為のほか，」に改める。

第十二項を削る。

第十三項中「前二項」を「法第二条第九項第四号又は前項」に改め，同項を第十二項とする。

第十四項の見出しを「（取引の相手方の役員選任への不当干渉）」に改め，同項中「次の各号のいずれかに掲げる行為をすること」を「取引の相手方である会社に対し，当該会社の役員（法第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ，又は自己の承認を受けさせること」に改め，同項各号を削り，同項を第十三項とする。

第十五項を第十四項とし，第十六項を第十五項とする。

附　則

この告示は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

○外務省告示第五百十一号

次の旅券は，旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき，それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十一年十月二十八日

外務大臣　岡田　克也